

R7 交流－6号 令和7年度都市農村交流マッチング支援業務仕様書（案）

1 業務の目的

宮城県では、都市企業と農山漁村との連携や地域同士の関係づくりを目的として、「農山漁村交流拡大プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置している。また、令和4年度には、このプラットフォームに農泊地域や事業者の広域的なネットワークとしての機能を追加し、都市農村交流の更なる活性化、ネットワーク化を図ってきた。

本業務は、県内農山漁村地域と都市部企業人材のマッチングを行い、地域課題の解決等に向けた都市人材との持続的な交流や新たななりわい創出に向けた都市部企業とのビジネスマッチング等の取組を支援することにより、農山漁村地域の活性化を図るもの。

2 プラットフォームについて

プラットフォームは、意欲のある農林漁業者や多種多様な企業・団体・個人等が参画し、既存の枠組みを超えて連携することで、受入体制づくりと新しいビジネスモデルの創出を図る“交流の場”である。詳しくは、次のウェブサイトを確認すること。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/platformstart.html>

3 対象地域

本業務の対象地域及び団体は、以下のとおりとする。

（１）地域：石巻市

（２）団体：牡鹿半島浜泊推進協議会（中核法人：一般社団法人はまのね）

4 業務の内容

次の（１）から（４）までの内容を企画提案すること。

なお、今回の企画提案は、業者決定のためのものであり、提案内容を基に、県と受注者との協議の上、最適な仕様を決定し実施することとする。

業務は、以下の内容に従い、選定した対象地域において中心的な役割を担う中核法人や団体（以下、対象地域の中核法人・団体）と都市部企業との都市農村交流分野におけるビジネスマッチングに向けた関係構築を目的として、都市部企業の企業研修、ワーケーション、福利厚生、組合事業等の担当者（以下、都市部企業人材）を参集したオンラインマッチングイベント、都市部企業人材を招聘した現地フィールドワーク、受入体制整備に向けた地域内ワークショップを開催すること。

（１）都市部企業人材を参集したオンラインマッチングイベント

対象地域の中核法人・団体と都市部企業人材のオンラインマッチングイベントを１回開催すること。また、参加する都市部企業人材は、５社程度を目標に募集すること。

マッチングイベントに参加する企業の募集に当たっては、自社独自のネットワークや既存のビジネスマッチングシステム等の活用等の実効性のある効果的な募集方法を提案するとともに、参集可能な企業のリストを提案すること。

(2) 都市部企業人材を招聘した現地フィールドワーク

上記(1)のオンラインマッチングイベントに参加した都市部企業人材のうち希望する企業を1社以上選定して対象地域に招聘し、1泊2日程度で、都市部企業人材と対象地域の中核法人・団体のビジネスマッチングに向けた関係を構築するために効果的な現地フィールドワークを開催すること。現地フィールドワークは、対象地域の中核法人・団体が主体的に運営することとするが、受託者も同行してファシリテーション等のフォローを行うこと。なお、招聘する都市部企業人材の現地までの交通費、宿泊費、食費、体験費は、参加する企業あるいは都市部企業人材の個人負担とする。

(3) 受入体制整備に向けた地域内ワークショップ

上記(1)オンラインマッチングイベント及び(2)現地フィールドワークの開催に向け、対象地域の中核法人・団体の受入体制整備に向けた準備支援をワークショップ形式で3回以上実施すること。

(4) アンケート調査及びフォローアップ

上記(1)から(3)に参加した対象地域の中核法人・団体等の担当者及び都市部企業人材に対し、交流支援業務の効果検証のためのアンケート調査を行うこと。実施したアンケートの調査結果に基づき、都市部企業人材とのビジネスマッチングに向けた関係構築に資するアドバイスやフォローアップを行うこと。なお、アンケートの調査項目は、提案内容をベースに発注者と協議の上で決定する。

5 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

6 業務の運営管理

(1) 受注者は、発注者に対し、業務の進捗状況（オンラインマッチングイベントの周知方法や募集状況、ワークショップや現地フィールドワーク開催内容や調整状況等）について、3の(1)から(3)の実施前に報告を行うこと。

(2) 受注者は、発注者に対し、3の(1)から(3)の実施後、速やかに実施記録（受注者の任意様式）を報告すること。

なお、記載内容には、実施したオンラインマッチングイベントや現地フィールドワーク、ワークショップ内容や出席者のほか、質疑応答、アンケート結果（この時点では、把握している範囲で構わないこととする）を記載すること。

(3) 受注者は、発注者に対し、状況に応じて業務の進捗状況を報告するとともに、必要の都度業務の推進に必要な発注者との打合せ会議等を行うものとする。

(4) 本業務の遂行にあたり、Web会議を開催する際は受注者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。

7 業務実施に当たっての留意事項

本業務の実施に当たっては、次の点に注意すること。

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は、各種支援事業を円滑に遂行できる組織体制を確保すること。
- (2) 本業務の詳細行程を作成し、発注者の承諾を得ること。また、この行程に基づき業務に遅れが発生しない様に進捗状況を管理すること。
- (3) 研修会及び交流会において各種の体験等を伴う場合、必要に応じて参加者に確認の上、傷害保険等に参加すること。
- (4) 個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (5) 関係法令を遵守し、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (6) 受注者は、本業務に伴う書類並びに帳簿及び会計に関する諸記録を整備し、本会計年度終了後5年間保存すること。
- (7) 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとするが、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ様式第1号「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。
- (8) 再委託を受けることができる第三者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ロ 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ハ 県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(平成9年11月1日施行)に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
 - ホ 財務状況が健全であり、年間を通じて安定した事業運営が可能なこと。
 - ヘ 県税の未納がない者であること。
 - ト 個人情報等の取扱いに関する情報セキュリティ管理体制を構築している者であること。
- (9) 環境配慮の観点から、チラシ・パンフレット等を作成する場合は、「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」における判断基準に配慮すること。また、自動車を使用する場合は、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。
- (10) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- (11) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

8 業務成果の取扱い

(1) 本業務に関する実績報告書 A4判カラー印刷1部及び電子データ

実績報告書には、最低限次の内容を記載すること。

- イ オンラインマッチングイベントの開催記録
- ロ 現地フィールドワークの実施記録及び写真等
- ハ 各ワークショップの実施記録及び写真等
- ニ その他、発注者が必要と認める内容

(2) 本仕様書4に関する製作物、記録及び写真等の電子データ 一式

電子データでの提出物は、(1)の実績報告書の電子データと一緒に、外部記憶装置(CD-R)にデータを保存し、提出すること。

(3) 業務完了報告書(発注者が指定する様式) 1部

(4) 本業務の業務成果(本業務で撮影した各種素材画像データ及び製作したデザインデータ等の製作物の著作権も含む)は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(5) 成果物の権利等について

- イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ロ 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ハ 制作物について、発注者に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。
- ニ 受注者は、本業務において撮影した各種素材画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物について、いかなる部分も第三者が著作権やその他の知的財産権侵害を主張していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

(6) 本業務に伴い入手した個人情報に関するものは、外部記憶装置(CD-R)に保存した上ですべて発注者に提出すること。

9 その他

(1) 委託業務の着手及び進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整の上、実施するものとする。

また、業務の遂行に支障を生じないように、打合せの記録を作成し共有するものとする。

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の間でその都度協議するものとする。

(3) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。

(4) 業務の目的を達成するために、発注者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受注者はこの指示に従うこと。

(5) 個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(6) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、発注者と協議の上、対応すること。

【仕様書関連資料】

☐ 別記 個人情報取扱特記事項

☐ 様式第 1 号 再委託承諾申請書